

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 愛知県
 農業委員会名： 豊田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日	令和5年7月20日	任期満了年月日	令和8年7月19日
	農業委員		
	定数	実数	
農業委員数	19	19	
認定農業者	—	11	
認定農業者に準ずる者	—	0	
女性	—	3	
40代以下	—	0	
中立委員	—	1	

2 農家・農地等の概要

	経営体数	農業者数(人)	経営体数(経営体)	
総農家数	5,304	2,228	認定農業者	215
農業経営体数	1,994	893	基本構想水準到達者	0
※ 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入		131	認定新規就農者	19
			農業参入法人	38
			集落営農経営	20
			特定農業団体	0
			集落営農組織	20

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	4,740	1,450	—	—	—	6,190

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1)農地の集積 ※市構想の目標に即し、農用地に限定。基準年は令和2年度とする。

①現状及び課題 ※豊田市は農地の集積を農用地に限っているため、管内の農地面積は4,084haとする

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	4,084 ha	2,154 ha	52.7 %
課題	平坦部においては、農業法人や個人農家が利用集積の実績を上げているが、さらに集積を図るよう働きかける必要がある。 中山間地においては、担い手不足に加え、鳥獣被害が深刻化し、耕作放棄地の増大に拍車をかけている。そのため、担い手の育成・確保を図り、集落営農組織等への参加推進により利用集積を図る必要がある。 農業生産の効率化に向け、人・農地プランの推進活動を通じて、各地域の実情に応じ、人の確保・育成とを目指すべき将来の具体的な利用の姿(目標地図)を作成する必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	12 年度	集積率	平坦部 89.8 中山間地 12.8 全体 60.5 %
今年度の新規集積面積	平坦部 1 中山間地 1 全体 2 ha	農地面積(C)	平坦部 2,543 中山間地 1,541 ha 全体 4,084
今年度末の集積面積(累計)(D)	平坦部 1,988 中山間地 168 全体 2,156 ha	(目標) 今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	平坦部 78.2 中山間地 10.9 全体 52.8 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③実績

今年度の新規集積面積※	-399 ha	農地面積(F)	4,084 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	1,757 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	43.0 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	81.4 %	※ 今年度の新規集積面積は②目標の(D)と③実績(G)の差	

農業委員会の点検結果	目標地図素案作成に時間と労力を要したため、農地の集積に注力することができず、目標を大きく下回る結果となった。
------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2)遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
		406 ha	244 ha
遊休農地判定した農地所有者に対する意向確認後、適切な指導と相談を促進する必要がある。 非農地判定を適切に実施する必要がある。			

②目標

ア 既存遊休農地の解消

ア 緑区分の遊休農地の解消

令和4年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	11.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	1.8 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和4年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	147.0 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	黄区分の遊休農地のうち、基盤整備をして解消する必要のある農地を抽出するための協議を行う。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	— ha
---------------------------	------

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	2.3 ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	127.8 %

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	— ha
---------------------------	------

④その他

農地の利用状況 調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	8月～11月		12月～2月	
	1号遊休農地 の面積	406.2 ha	うち緑区分の遊休農地	244.4 ha
農地の利用意向 調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	3月		3月	

農業委員会の点検結果	遊休農地所有者へ個別訪問し、今後の農地利用について聞きとり等を行い、現地調査をこまめに行なったことにより、目標を達成できた。
------------	--

(3)新規参入の促進

※現状の数値について、本市の基準により新規参入者数を報告していたが、令和5年度からは農林水産省の新規参入者の定義に改めたため、令和4年度以前と数値に差が生じております。

現状	令和3年度新規参入者		令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者	
	20 経営体		18 経営体		1 経営体	
	3.0 ha	10.66 ha	1.5 ha	1.5 ha		
課題	企業も地域の担い手になり得る存在であることから、新規参入しやすい環境整備・仕組みが必要である。 ・初期投資(農業用機械設備等調達・獣害対策・基盤整備等)への相談支援 ・地域での持続可能な経営体(集落営農組織・法人)設立に向けた指導・相談支援 ・新たな農業経営モデル検討に対する指導・相談支援(農副連携・6次産業化・ブランド化等)					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	204 ha	216 ha	181 ha	200.3 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	20.03 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	5.16 ha	
公表URL https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/nougyou/seido/1014694.html	(その他の公表方法)	—
目標に対する達成状況(B)/(A)	25.8% %	
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数 取得農地面積	0 経営体 0.0 ha

農業委員会の点検結果	目標地図案作成に時間と労力を要したため、新規参入の促進に注力することができず、目標を大きく下回る結果となった。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	5 人
		農地利用最適化推進委員の人数	45 人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
R5.10	②遊休農地の解消	遊休農地の解消月間として、推進委員等の担当地区ごとに、戸別訪問や電話による意向確認を行い、全遊休農地の利用意向の把握を行う。また、生産緑地の保全管理指導を行う。
R5.12	②遊休農地の解消	個別の事情等により地域で問題となっている遊休農地の草刈りを、地区ごとに推進委員等が行う。
R6.2	①農地の集積	目標地図案作成に向けて、全ての地区で話し合いの場を設定し、全ての推進委員等が話し合いに参加する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
R5.10	②遊休農地の解消	遊休農地の把握及び違反転用の早期発見のため、班単位でパトロールを実施した。
R5.12	②遊休農地の解消	遊休農地の解消月間として、推進委員等の担当地区ごとに、戸別訪問や電話による意向確認を行い、遊休農地の利用意向の把握を行った。
R6.1	②遊休農地の解消	農地利用状況調査で山林化していると判定された農地に関し、班単位で再調査を実施し、非農地判定を行った。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間にに行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1回		
開催時期	R6.1	相談会名	新規就農者向け講習会
参加者数	1名以上	開催場所	未定
相談会の内容	対象者:補助制度(経営開始型・準備型など)を使い、新規就農した者 内容:税務関係、農薬・農作業安全など		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1回		
開催時期	令和5年6月24日	相談会名	新規就農説明会
参加者数	1	開催場所	豊田加茂総合庁舎 第一会議室
相談会の内容	対象者:補助制度(経営開始型・準備型など)を使い、新規就農を希望する者 内容:税務関係、農薬・農作業安全など		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対し期待どおりの結果が得られた。

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0
目標に対し期待を上回る結果が得られた	6
目標に対して期待どおりの結果が得られた	10
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	32

※内訳

・農業委員3人

・推進委員45人

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

III 事務の実施状況

都道府県名： 愛知県
 農業委員会名： 豊田市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	7月に委員改選の議案の上程

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		111 件	うち許可 111 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	27 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	○	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定
		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任
		・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任
1年間の処理件数	290 件	うち許可相当 290 件 うち不許可相当 0 件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から 30 日 処理期間(平均) 23 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積		年度末時点の違反転用面積	
	6,190 ha		516 ha	
違反転用解消のために実施した活動内容	各種申請の中で判明した事案については、農地への復元または、転用申請の可否を充分検討し、適法な手続きをさせ是正させた。また、通常業務の中で発見されたものについては、現地確認や関係者への聞き取りを即座に実施し、他課との連携のもと指導をし、遅滞なく対処した。豊田市開発事業対策協議会の公民連携開発事業パトロールに参加し、関係組織との連携を図った。			
実 績	違反転用解消面積 32 ha			

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入